

市町村障害者福祉事業推進補助金（障害者地域生活サポート事業  
及び障害者グループホーム運営事業）に係る Q&A  
（平成 31 年 4 月 1 日版）

1 共通

Q1.（県・市町村の負担割合）

県と市町村の負担割合は、どのようになるのか。

A1.

障害者グループホーム運営事業における設置費（初度調弁）を除き、いずれの事業も原則として市町村 1/2、県 1/2 となります。（設置費（初度調弁）は、県 10/10 ですが、市町村の予算措置が必要であることは同様です。）

なお、この負担割合については、従前より変更ありません。

Q2.（重度重複障害者個別支援事業・重度重複障害者個別支援費）

複数の手帳が交付されている利用者がいた場合、それをどのように証明すれば良いか。  
また、「個々の障害に適した支援」と記載されているが、それは通常行っているものと思われるが、対象の利用者にどのような支援を行っているか等について提出する資料などは必要か。

A2.

手帳所持の証明にあたっては、利用者から提示を受けた手帳の写しが挙げられます。なお、利用者ごとの支援対象可否の判断については、各支給決定市町村によりますので、市町村の担当までご相談ください。

また、「個々の障害に適した支援」とは、重度重複障害の方への支援の必要性の度合を勘案し、より個別性の高い支援が求められるという意味合いで記載したもので、特別な支援の提供を求めるという意味ではありません。

よって、本事業所定の届出書類に加えて、さらに添付書類が必要ということではありません。

Q3.（重度重複障害者個別支援事業・重度重複障害者個別支援費）

市町村長が「同程度」と認める支援困難性の基準によっては、さらに市町村間での格差が拡大するのではないか。

A3.

これら一連の補助制度は、県内の各市町村（指定都市を除く。）における障害福祉施策を推進するためのものであり、県として一律に義務化するのではなく、地域の実情に合わせて必要な仕組みを構築できるものとしています。

このことから、各市町村長が必要と認めた場合にあっては、例えば事故による脳の損傷のために重度の肢体不自由と IQ 測定不能という重度重複障害の状態にあっても、生まれながらで無いために知的障害に該当しない等により補助対象にならないといった方であっても、新たに補助対象とすることができるように改めるものです。

## 2 障害者地域生活サポート事業

### Q4. (単独型短期入所促進事業)

この事業は 12 市町村で行われていると知っているが、この事業のベッドの総数と稼働率はどのくらいか。

A4.

本事業は空床を確保する事業ではなく、利用に対する上乗せ補助になるため、本事業のみによる受入枠の総数を算出することはできません。

なお、平成 31 年 2 月 1 日現在、県所管域（指定都市及び中核市を除く。）の単独型短期入所事業所数は 21 件、その定員の合計は 87 人分となっています。

### Q5. (短期入所利用促進事業)

短期入所送迎促進事業について、日中活動事業所が短期入所事業所へ迎えに行くことで送迎を行った場合は、対象になるか。

A5.

本事業は、短期入所事業所に対する補助制度としているため、日中活動事業所が行った場合には対象外となります。

なお、日中活動事業所による送迎は、短期入所事業所を居宅に準じた場所とみなし、給付費における送迎加算を算定することができます。

### Q6. (医療的ケア訪問支援事業)

専門的ケアとは何を指すのか。また、既存の実施事業所ではどのような事業体が行っているのか。

A6.

本事業では、例えば障害者支援施設に配置された看護職員が各ユニットをラウンドしたり、ユニットの職員が感じた異変等について相談に応じるほか、記録の確認や必要な観察を行ったりといったように、入所施設を退所して地域で生活している利用者に対し、その利用者をよく知っている医師等が巡回し、相談等に対して専門的見地から適切なアドバイスを行っていただくことが想定されています。

なお、市町村で介護認定を受けている方で介護保険上の訪問看護や訪問介護等で十分な支援が行われていると判断される場合には、本事業の対象者にはなりません。また、本事業では診療行為及び調剤（いわゆる診療報酬に該当するもの。）は対象にはなりません。

**Q7. (地域交流等支援事業)**

施設で行うバザーやお祭りは該当するのか。

A7.

本事業では、「地域住民の障害者への理解が深まるような交流等を通じて相互理解を促進する事業」であることを要件としています。

このため、単にバザーやお祭りを行うことをもって該当するとは言えませんが、例えば、地域からのボランティア参加を広く呼び掛けたり、地元の小中学校と連携するなど地域との交流を促進する取組を行ったりすること等により、要件に該当する可能性があります。

なお、個別の事業が対象となるか否かにつきましては、事業所等の所在する市町村にお問合せください。

**Q8. (地域防災拠点事業)**

市町村と避難所としての契約が無くても対象となるか。

A8.

本事業では、「地域住民にも利用できる緊急避難場所とすること」という要件を設けています。

これは契約の有無に縛られるものではなく、例えば協定や、福祉避難所の事前指定といった形でも構いませんが、地域住民の避難場所として周知されておらず専ら施設等の利用者に対するものは対象外です。

**Q9. (就労等基盤整備推進事業)**

廃止の決定は理解できるが、以前から利用し、継続的に支援している方も中断ということになるのか。

A9.

資料に記載のとおり、本事業の廃止にあたっては経過措置を設けており、平成30年度末(平成31年3月)現在に利用されていた方であって、給付費制度における就労定着支援等に移行することが困難であるとされた方に限っては、利用者1人あたり3年以下という利用期間を満了するまでの間、事業対象となります。

なおこの取扱は、本事業の対象になってきたものの、この廃止時点から障害福祉サービスの利用対象にすることはできない方がいらした場合には、「追い出し」になってしまわないための経過措置ですので、本来障害福祉サービスが利用可能にも関わらず、安易に本事業を適用することが無いよう、御注意ください。

**Q10. (生活環境改善支援事業)**

補助対象は「施設から地域生活移行を予定している利用者、及び強度行動障害等で個室での支援が必要とされる利用者」となっているが、高齢化、重度化、重複化により個室ユニットの生活が必要とされる利用者は、「強度行動障害等」の「等」に含まれるという解釈になるか。

**A10.**

本事業は、小規模・個室化し、グループホーム等地域生活に近い環境を施設入所中から提供することにより、地域生活移行に資することを主な目的として補助するものです。

要綱では「施設から地域生活移行を予定している利用者又は強度行動障害等で個室での支援が必要とされる利用者」としています。強度行動障害でない方について「等」に含まれるものと考えていただいて差し支えありませんが、個別の利用者について個室ユニットでの生活が必要との判断については、各市町村に御相談ください。

**Q11. (生活環境改善支援事業)**

「指定基準に定める人員基準の他に、常勤換算方法で1名以上の人員を配置すること」にある「指定基準」とは、入所の夜勤配置基準1名の人数か。それとも日中の生活介護の配置人員か。

**A11.**

本事業は、前述のとおり小規模・個室化することにより、大規模・多床室の際と比較してより多く職員を配置する必要があることに鑑み、その人件費を主な対象として補助するものです。

要綱では「指定基準等に定める人員基準の他に、常勤換算方法で1名以上の人員を配置すること。」としています。

配置対象としては、施設入所支援を提供する障害者支援施設として考えるものであり、一律に夜勤者の人数で判断するのではなく、朝夕の時間帯に手厚く配置することも考えられます。なお、この「指定基準等」には報酬告示も含まれますので、各種加算を算定するために必要な人員配置に加えて、職員を配置していることが要件になります。

**3 障害者グループホーム運営事業**

**Q12. (グループホーム運営事業全般)**

これらのうち、サポート事業のように、各市町村が事業を実施しなければ請求できない事業はあるか。

**A12.**

平成30年度までの障害者グループホーム等運営費補助事業と同様、いずれの事業も市町村の予算化を経なければ補助されないことに変更はありません。(別段の契約や協定が無い限り、当然に請求できるものではなく、あくまでも補助する事業です。)

県が市町村に対して補助する際の要件を定めているものの、全ての事業について実施主体は市町村であることに御留意ください。

**Q13. (移行者家賃支援費)**

家賃補助の要件に記載されている「入所施設等」には、児童養護施設や障害児入所施設も含まれるか。

A13.

お見込みのとおり、児童養護施設をはじめとする児童の入所施設からの退所も含まれます。また、「等」の解釈として施設の他は、精神科病院等における長期入院からの退院についても補助対象となります。

**Q14. (グループホーム介護支援事業)**

県からの説明を受け、H31年度に向け申請をするために、該当する市に連絡したところ、昨年の8月の段階で要望をあげている事業所しか申請出来ないと言われた。市によってもばらつきがあり、他市では申請できると言われたが、対応策はあるか。

A14.

本補助事業は、県と市町村が原則として1/2ずつを負担し合い、市町村が地域のニーズに応じて必要な事業メニューを選択して実施する制度のため、市町村によって、その地域事情から事業実施の有無に差が生じることがあります。

また、県・市町村ともに補助事業であり、法令に位置付けられた義務的経費とは異なることから、全事業者に対して満額の補助を保証できるものではなく、毎年度の予算の範囲内の補助実施となります。

そのため、予算を超過して補助申請があった場合については、一律に一定割合を減額して補助するほか、自治体によりその公平性・必要性を勘案して、より手厚い配置体制の事業所に振り向ける等の配慮がなされることは想定されます。

全く同一の条件で、一方のみが補助対象となるような取扱がなされることは無いものと考えますので、取扱の詳細については市町村担当者によく御確認ください。

**Q15. (常勤支援員配置促進費)**

補助要件として、生活支援員のうち一定程度を常勤職員とされているが、この場合の職員配置の分母については、事業所全体としてなのか、それともグループホーム（共同生活住居）ごとになるのか。

※同内容の質問

要件のうち、「グループホームごとに」とは複数の住居がある事業所ごとか、それとも住居ごとか。

A15.

障害者グループホーム運営事業における「グループホーム」とは、要綱・要領上、特記のない限り事業所を指します。このため、事業所単位の常勤職員配置割合をもとにします。

なお、常勤職員配置に関する基準の詳細については、別紙をご覧ください。

**Q16. (常勤支援員配置促進費)**

常勤職員化した場合の補助対象は、生活支援員に限定されるのか。世話人を常勤職員とすることは対象外か。

A16.

事業所の人員配置基準でいう生活支援員を対象としていますので、世話人のみによる常勤職員の配置は補助対象外です。ただし、世話人を生活支援員に配置換えする等により補助対象となることはあります。(世話人が常勤で、生活支援員が非常勤だった場合など)

**Q17. (常勤支援員配置促進費)**

常勤職員を配置する時間に夜勤帯が含まれる場合、その時間は換算から除外されるか。また、除外の場合、何時から何時という基準はあるか。

A17.

単に夜勤であることをもって計算から除外することはありませんが、指定基準に基づく生活支援員の配置について、常勤職員による場合に上乘せするという制度のため、基準上の配置の考え方に従います。

なお、指定基準の解釈通知によると、生活支援員の配置基準は、夜間及び深夜の時間帯を除外した共同生活援助の支援提供時間帯（以下本回答において「朝夕時間帯」という。）に必要な員数が定められています。

また、夜間支援等体制加算における夜勤の配置は、この夜間及び深夜の時間帯（少なくとも 22 時から翌朝 5 時まで）を通じて必要な支援が提供できる体制を確保することとされています。

よって、基準上必要となる生活支援員の常勤換算数は、朝夕時間帯に必要な職員数と言うことができますが、指定基準を超えて生活支援員が配置されている事業所にあつては、朝夕時間帯だけでなく夜間及び深夜の時間帯にも生活支援員の加配時間帯が及んでいることは想定されます。

本補助制度では、あくまでも指定基準上必要な常勤換算数の 5 割又は 8 割以上が常勤職員の勤務時間により埋められていることが要件になりますので、指定基準を上回っている限り、夜勤帯に生活支援員が配置されていることだけをもって換算から除外することはありません。

なお、被用者の時間外勤務を前提とした配置時間や休憩時間（宿直のため勤務時間でない時間帯は休憩時間と同じ扱いになる。）は、常勤換算する際の計算から除外されることにな

りますので、併せて御注意ください。(実人数1人あたりの常勤換算数の最大は1.0になります。)

**Q18. (常勤支援員配置促進費)**

小規模で運営しているグループホームのため、常勤職員でもサビ管や世話人、生活支援員、夜間支援員等と兼務しているが、その場合には算定できないのか。

A18.

常勤職員が複数の職種を兼務していても、補助要件を満たした配置となっていれば補助対象になります。

なお、生活支援員の配置が基準上1.0人を下回る場合にあっては、その配置すべき基準の5割又は8割を常勤職員の勤務時間により満たしていれば対象です。

【例】利用者5名のグループホームで、区分2以下は4名、区分3の利用者が1名。

法人の常勤要件は週40時間以上の場合。

(人員基準) 基準上必要な世話人は常勤換算で最大0.84人、生活支援員は最大0.12人。

(配置状況) 世話人と生活支援員のいずれも1人の常勤職員により配置すると、週34時間(0.85人)を世話人として働き、週6時間(0.15人)を生活支援員として業務を行っていれば、職員1名でぎりぎり基準を満たします。

ここで、本補助の要件から見ると、必要な配置基準である0.15人の全てが1人の常勤職員の配置で満たされていますので、常勤配置割合は8割以上を満たします。

**Q19. (常勤支援員配置促進費)**

「固定した常勤職員」とはどのような形態の職員を指すのか。

A19.

「固定した常勤職員」とは、法人としての常勤職員が兼務により常時入れ替わってしまう状況では支援の安定と質の向上に資するものとならないことから、一定、当該事業所に固定的に配置されている職員で要件を満たすことを求めるものです。

なお、詳細については別紙を御確認ください。

**Q20. (常勤支援員配置促進費)**

常勤換算数とあるので生活支援員は非常勤職員でも可能か。

A20.

基準のとおりのお問い合わせ旨であれば、非常勤職員は常勤職員ではありませんので、計算上の分子(常勤生活支援員としての配置時間数)には含まれません。なお、非正規であっても、法人が定める常勤時間数(週40時間など)を満たしている方は、基準の考え方に従って常勤職員となります。

**Q21. (体験利用促進費)**

体験利用に係る家賃についても補足給付は支給決定され得ることから、体験利用の日数によっては利用者が家賃負担を要しないことも想定されるが、そのような場合には家賃補助は無くなるということか。

また、体験利用に係る補助は人件費と家賃とがあるが、仮に家賃部分は 0 円になる場合であっても、人件費部分だけで補助を受けられるか。

**A21.**

お見込みのとおり、要綱上「利用者が負担すべき家賃」としており、契約している家賃額（日額）の全てを利用者が必ずしも支払うわけではないことから、あくまでも利用者が支払うこととなる家賃部分について、その 1/2 を補助するということになります。

このため、例えば日額家賃を 2,000 円として契約した際に、4 日間の利用であれば 8,000 円となり、補足給付で全額が賄われるため家賃補助はありませんが、同じケースで 20 日間利用すると 4 万円となり、補足給付を除く 3 万円が利用者の自己負担分として請求されるべきところ、これを 1/2 に軽減するものです。

また、人件費のみ・家賃のみであっても補助対象となります。

**4 その他・回答対象外**

**Q22. (成人サービス移行促進事業)**

平成 29 年度に事業実績は無いとの説明があったが、~~単価が低かったという見解なのか。単価が上がることでこの事業が実施されるという見通しはあるか。~~

**A22. (質問の前提が異なるため欄外回答)**

御質問本文では単価の引き上げという記載がありましたが、資料記載のとおり、本事業の単価は引き下げることであります。

なお、平成 29 年度以前に本事業の実績が無かったことについては、各市町村における地域の実情として、その必要性が大きくなかった（又は、他の事業の必要性の方が大きかった。）ために採択されてこなかったものと承知しています。

今回の見直しにより、強度行動障害者等の受入について単価を引き下げることであり、各市町村においては、これまでよりも予算化しやすくなるものと考えています。

**Q23. (短期入所利用促進事業)**

この事業は 3 市しか行われていない。その理由は何か。

~~単価が上がることで実施率はどのくらい上がると見込んでいるか。~~

また、3 市ではどのような事業体の施設で行われているか。

**A23. (質問の前提が異なるため欄外回答)**

県としては指定都市及び中核市を除く全市町村に対して補助要件を設け、補助を行っておりますので、各市町村で実施しない理由の報告は求めています。各市町村の地域のニー



ズと予算における優先順位が勘案された結果と考えられますので、真に地域で必要とする場合は、市町村にお問合せください。

なお、単価は全体的に引き下げておりますので、市町村においては、一連の事業単価の引き下げによって生じた余剰額をこれまで実施してこなかった事業に振り向けることが可能になると考えております。また、県から各市町村に対しては、単価引き下げによる余剰額を単に予算減額とすることなく、可能な限り新規事業の採択や既存事業の実施率向上に充当していただくよう依頼しております。

Q24.

質問と言うより要望です。グループホームの共有スペースの家賃の按分についてです。

(当ホームでは、食堂・団らん室・事務所を兼用しています。)

～以下略～

A24. (質問趣旨が異なるので回答対象外)

本補助制度と関連せず、多数箇所と同様の質問をされているため、回答はいたしかねます。指定基準に関する個別の質問は、事業支援グループにお問合せください。

# 常勤支援員配置促進費に係る基準の詳細

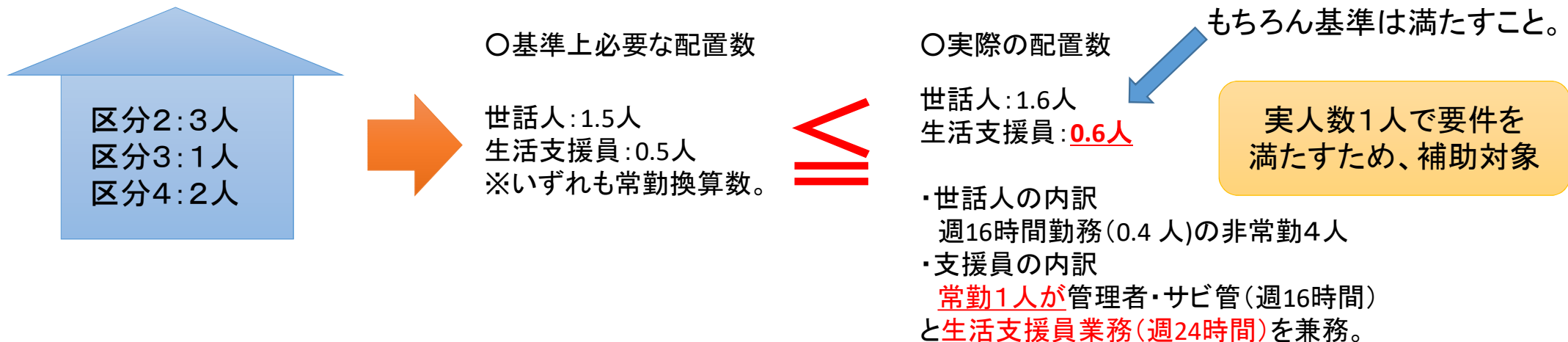
イ グループホームごとに、その配置すべき生活支援員のうち次に定める割合以上（常勤換算数）を固定した常勤職員により配置した場合に補助する。

(ア) 8割以上 常勤支援員配置促進費（Ⅰ）

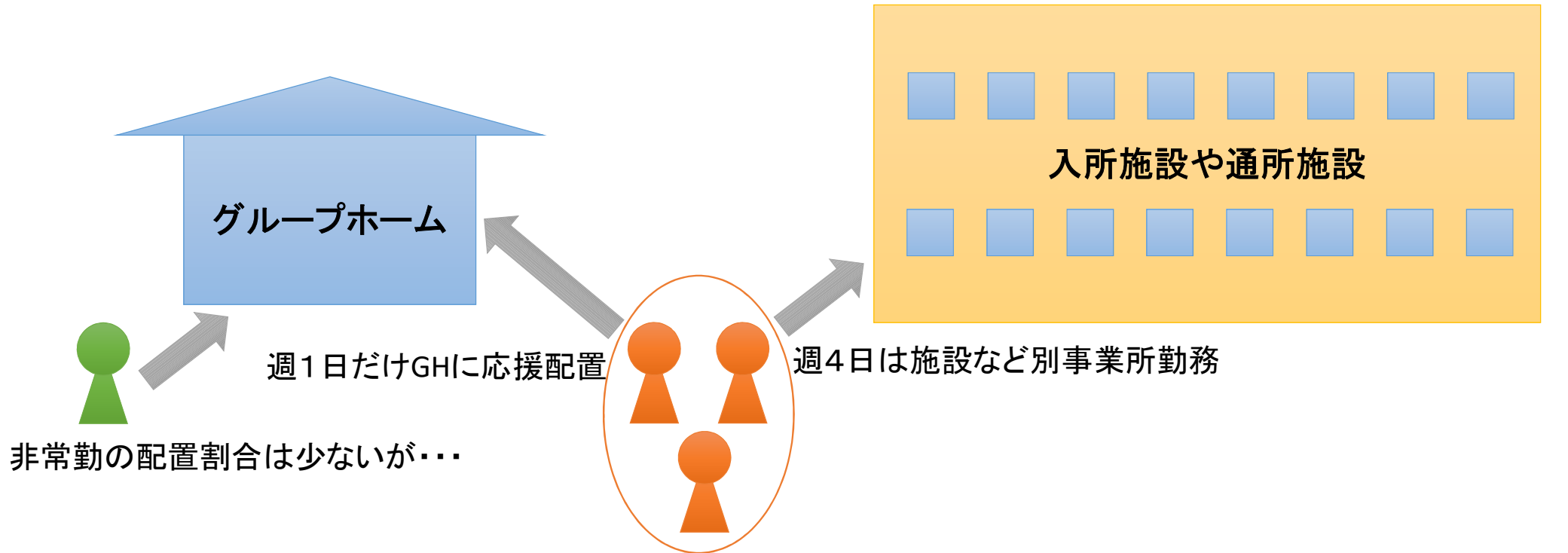
(イ) 5割以上 常勤支援員配置促進費（Ⅱ）

ウ 「固定した常勤職員により配置」とは、当該事業所において必要とされる生活支援員の常勤換算数に前記イの一定割合を乗じた数（以下「常勤必要数」という。）を0.75で除して得た数（小数点未満の端数は切り上げる。）までの常勤職員（実人数）の配置により、前記常勤必要数の要件を満たすことをいう。

例) 次のような入居状況の事業所（世話人4:1・常勤40時間）の場合



# 「固定した常勤職員により配置」とする趣旨



⇒こうした形では、兼務の常勤職員が入れ替わりで配置されている状況のため、グループホームだけ見ると非常勤と大差なく、利用者支援の安定に資するとは言えない。

※本事業では、事業所に固定的に配置される常勤職員を評価。

● ... 常勤職員

● ... 非常勤職員

# その他の配置例と補助対象可否①

	例(設定)	職員配置 (当該事業所への配置時間)	可否
A	基準上必要数 世話人:1.5人 生活支援員:0.5人 (8割:0.4人、5割:0.25人)	世話人a:週30時間 世話人b:週16時間 世話人c:週16時間 支援員A(常勤):週16時間 <span style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 2px;">0.4人</span> 支援員B(非常勤):週8時間	○8割を満たす 常勤である支援員A(1人)の配置時間数(週16時間⇒ $16 \div 40 = 0.4$ 人)だけで、必要な配置数に8割を掛けた数(0.4人)を満たすため。
B	基準上必要数 世話人:1.5人 生活支援員:0.5人	世話人a:週30時間 世話人b:週16時間 世話人c:週16時間 支援員A(常勤):週8時間 <span style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 2px;">0.3人</span> 支援員B(常勤):週4時間 支援員C(非常勤):週8時間	×5割・8割とも満たさない 常勤である支援員Aと支援員B(2人)の配置時間数(週12時間⇒ $(8+4) \div 40 = 0.3$ 人)で必要な配置数に5割を掛けた数(0.25人)を満たすが、 <b>固定的な職員でなく複数の常勤職員を組み合わせた配置</b> になっている。 ※上記0.25を0.75で割った数( $0.25 \div 0.75 = 0.333 \Rightarrow 1$ (端数切上))までの職員数で要件を満たさないため。

※全て常勤は週40時間勤務と仮定。

# その他の配置例と補助対象可否②

C

例(設定)	職員配置 (当該事業所への配置時間)	可否
<p>基準上必要数 世話人:1.5人 生活支援員:<b>1.9</b>人 (8割:<b>1.52</b>人、5割:<b>0.95</b>人)</p> <p>※区分4:1人、区分5:2人、 区分6:3人のイメージ。</p>	<p>世話人a:週30時間 世話人b:週16時間 世話人c:週16時間 支援員A(常勤):週20時間 支援員B(常勤):週18時間 支援員C(常勤):週12時間 支援員D(常勤):週12時間 支援員E(非常勤):週14時間</p> <p style="text-align: right; border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 2px 10px;">1.55人</p>	<p>△5割を満たす 常勤である支援員A・B・C・D(<b>4人</b>)の配置時間数(週62時間⇒<math>(20+18+12+12) \div 40 = 1.55</math>人)で、必要な配置数に8割を掛けた数(<b>1.52</b>)を満たすが、<b>固定的な職員の要件(3人まで)</b>を満たさない。他方、支援員A・B(<b>2人</b>)の配置時間数(週38時間⇒<math>(20+18) \div 40 = 0.95</math>人)で、必要な配置数に5割を掛けた数(<b>0.95</b>)を満たすため。</p>

※全て常勤は週40時間勤務と仮定。